

性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン

1. ガイドライン作成の背景

近年の社会情勢は大きな変革が進んでおり、グローバル化の進行、少子・高齢化社会への移行、高度情報化の進展、新たな官民のパートナーシップの形成等、社会全体の構造改革が求められている状況にある。あわせて、地方分権の推進や行政への住民参加等の取り組みが進められつつある。

こうした問題意識のもと、まとめられた「都市計画中央審議会基本政策部会下水道小委員会報告(平成12年12月14日)」は、下水道の維持管理の現況について、以下のとおり述べている。

「下水道整備が進み、管理すべき施設ストックが増大するにつれて、その維持管理費は着実に増加しており、今後、普及率が向上するにつれて維持管理費はさらに増加していくと予想される。今後は下水道の供用開始都市の大半を中小市町村が占めることとなるが、こうした都市では、一般に財政面、組織面の基盤が弱いケースが多い上に、下水道経営の中で、維持管理の質を確保しつつそのコストを縮減し、効率的に維持管理を行うことは、地方公共団体の厳しい財政状況に鑑みても、現下の緊急課題の一つである。

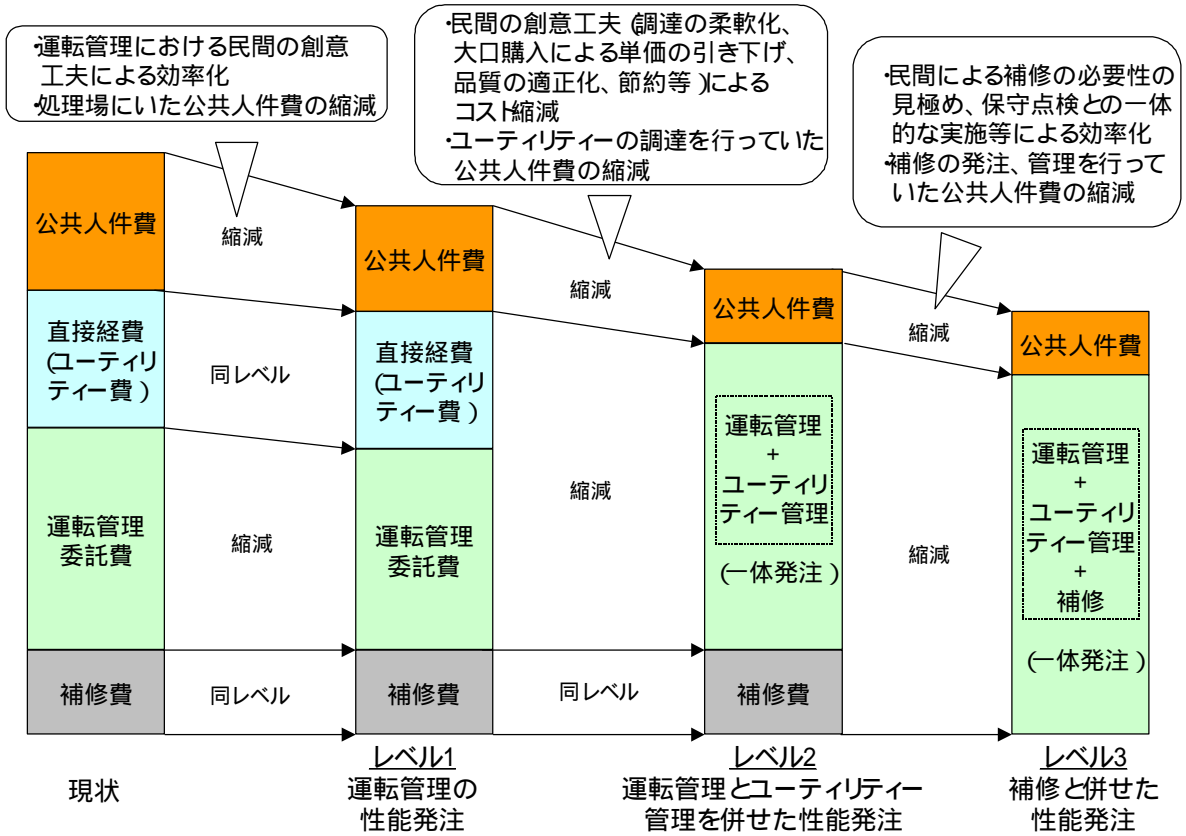
現在、維持管理コストの主要部分を占める処理場の維持管理は、概ね9割近くの部分が民間に委託されているが、我が国では決められた人員の配置等を求める等、あらかじめ定められた仕様に基づき民間への委託がなされている傾向がある。この場合、仕様の遵守を求められる結果、経費削減のインセンティブが民間に働かなかったり、委託者・受託者間の責任分担が曖昧であることから民間からの業務改善に関する提案の結果が採用されにくかったり、採用されてもその効果が民間に還元されなかったりするケースも多く、業務の効率化が進みにくい傾向がある。」

一方、欧米諸国における民間委託の手法として一般的なのは、民間事業者に対して施設管理に一定の性能(パフォーマンス)の確保を条件として課しつつ、運転方法等の詳細については民間に任せる、いわゆる性能発注方式である。

項目	性能発注による民間委託	仕様発注による民間委託
民間企業の役割	運転主体者 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れ、基準値以下まで処理して放流するための一連の業務を提供	地方公共団体の補助者 施設の運転方法等、仕様書に記載された内容を満足するための役務の提供
委託業務の範囲	包括的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務、物品管理業務(消耗品、燃料、薬剤等の受発注を含む)等を一括して受託	限定的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務等については、業務仕様が規定されている上、燃料、薬剤等については支給される場合が多い
契約年数	複数年度	単年度
委託業務遂行における自由度	大きな自由度 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則	限定的 監査への対応等のため、「下水道施設維持管理積算要領 - 終末処理場・ポンプ場施設編 - 」(以下、「積算要領」という)に定めた人員の確保を求められることもある
責任分担(契約に基づくもの)	明確に規定 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れた場合、責任を持って基準値以下まで下水を処理する必要がある	契約書上は明確な規定少なし(「甲乙協議」等で代替) 仕様書に記載された役務の提供を行っている限り、処理水が基準値を上回っていても、責任は地方公共団体にある
維持管理効率化に向けたインセンティブ	働きやすい 民間企業の創意工夫が民間企業にとってのメリットにもつながることから維持管理業務の効率化が期待される	働きにくい 民間企業の創意工夫を反映できる余地が少なく、維持管理業務の効率化は期待しにくい

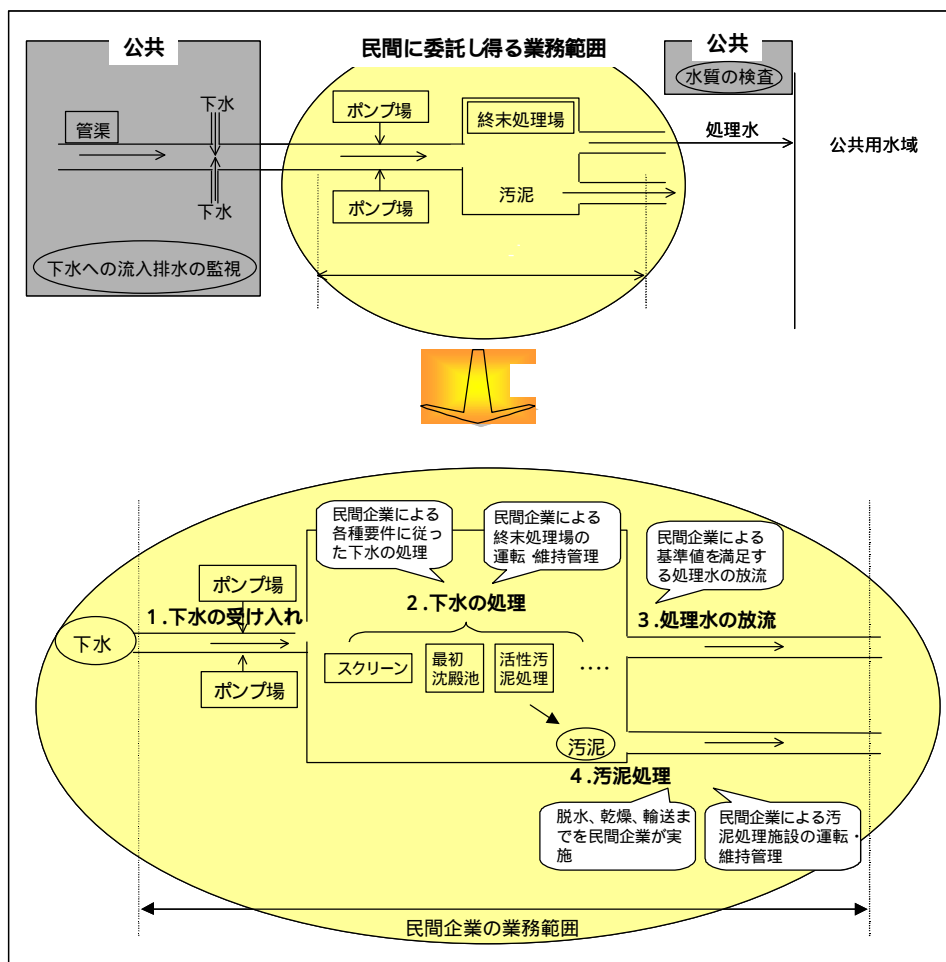
我が国においても、平成12年3月に行われた地方公共団体に対する意向調査によれば、5割強の地方公共団体が、このような性能発注方式を行うことにつき前向きな意見を示している。また、平成12年度より先駆的に性能発注的な考え方にに基づき民間委託を行い、既に一定のコスト縮減効果をあげている地方公共団体の例も見られるところである。

性能発注のレベルと、性能発注の導入によるコスト縮減のイメージ



こうした状況を踏まえ、「小委員会報告」は現下の状況に対応し、業務委託を効率化するためには、いわゆる性能発注を行うことが有効な方策の一つと考えられると指摘している。

下水道については、法制度の枠組みから、公権力の行使に係わる行為については、下水道管理者である地方公共団体が行使すべきものであるが、それ以外の事実行為（終末処理場の運転管理等）については、民間事業者への委託は可能である。



従って、民間委託の具体的な方式については、基本的には委託者である地方公共団体と受託者である民間事業者との間の契約により決定されるべきものである。しかしながら、両当事者においてこのような民間委託方式に関するノウハウの蓄積が少ない現在の状況のもとでは、国がこうした方式の円滑な導入のために必要な措置を講じるべきものと考えられる。

「小委員会報告」では、このような考え方にに基づき、制度化・具体化すべき事項として以下の事項を掲げている。

- 1) 国は、民間事業者の技術力を含めて総合能力を的確に評価する発注方式の導入のあ

り方、既存施設の機能に関する情報の提供方法、委託者による受託者の適切な監視・評価の方法、両当事者間の明確な責任分担のあり方等について具体的な方向性、委託をする際の留意事項等を内容とするガイドラインを示す。

2) 委託者のための専門的技術者による支援体制の整備、人材提供のデータベースの整備等の支援方策を推進する。

以上の「小委員会報告」に基づき、性能発注方式の円滑な導入のため、民間事業者の技術力を含めた総合能力を的確に評価する発注方法の導入のあり方、既存施設の機能に関する情報の提供方法、委託者による受託者の適切な監視・評価の方法、両当事者間の明確な責任分担のあり方等について、具体的な方向性、委託をする際の留意事項等を示したものが本ガイドラインである。

なお、水道法については法改正を行うことにより水道事業者による第三者への業務委託の制度化を行うこととしている。これは水道法については、下水道法と異なり、浄水施設の運営・維持管理を行うに際し、施設基準に適合しているかどうかの検査、業務に従事している者に対する健康診断等の水道法に基づく業務が水道事業者である地方公共団体に課せられていることによるものである。

すなわち、水道事業者である地方公共団体が、浄水場の運転管理等の技術的事務を包括的に第三者に委託しようとする場合、これらの法的義務を伴う委託が現行水道法で想定されていないことから、水道法を改正し、水道事業者による第三者への業務委託の制度化を行うこととしているのである。

一方、制度的枠組みの異なる下水道法については、終末処理場の運転管理等の事務を包括的に委託することについては、水道法と異なり現行法の枠組みで可能との解釈であることは、先に触れたとおりである。

また、本ガイドラインは、下水処理サービスの質を低下させることなく効率性を向上させる一つの選択肢として、民間事業者の有する技術力や専門性を有効に活用するために、性能発注の考え方に基づく民間委託の実現を目指そうとする地方公共団体のためのものであり、本ガイドラインに示したものの以外の方法等によって民間委託を行うことを妨げるものではない。

そもそも、本ガイドラインは、性能発注的な考え方に基づき民間委託を行うに際し、現状においては、両当事者においてこのような民間委託方式に関するノウハウの蓄積が少ないことから、現在の知見をもとに国として網羅的に検討すべき事項を示したものである。従って、性能発注の考え方に基づく民間委託の今後の実施状況やその進展等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを変更することが望まれるところである。また、それぞれの地方公共団体の実情に応じ、本ガイドラインに示した考え方を部分的にせよ取り入れ、質を確保しつつ効率的に維持管理を行うことは、何ら本ガイドラインの否定するところではない。むしろ、それぞれの地方公共団体のこのような努力の積み重ねがやがて大きな潮流となり、

我が国においてより効率的な維持管理が実現されていくことが、本ガイドラインの意図するところである。

2. ガイドライン作成に当たっての基本的な考え方

性能発注の考え方に基づく民間委託とは、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方である。なお、ガイドラインの作成に当たっては、本ガイドライン作成の趣旨と同様、民間事業者の創意工夫を発揮させる等の観点から定められた、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下、「PFI事業」という。）の実施に関する基本方針、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン等を参考とし、以下の六点を基本的な考え方とした。

民間事業者の有する技術能力¹等を活用することにより、効率的かつ効果的に下水道施設の運転・維持管理を行うことが可能な場合、民間事業者に行わせることが適当なものについてはできる限りその実施を民間事業者に委ねることを基本的な考え方とする。ただし、下水道法に基づく下水道管理者としての責任は、委託者である地方公共団体に存するものであること。

性能発注の考え方に基づく民間委託は、下水道施設の運転・維持管理に関する一定の責任を民間事業者に委ねるものであり、民間事業者に委ねる業務範囲を明確にすることに留意する。

民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき下水処理サービスの水準を数値等で示すことを基本とし、維持管理業務の個別具体的な業務仕様の特定については、必要最小限に留めるという考え方を採用する。

民間事業者がよりよく管理できるリスク²については、これを民間事業者の負担とするという考え方を基本とする。

民間事業者の選定に当たっては、公平性、透明性に配慮した上で、委託料だけでなく民間事業者の有する技術能力も評価するよう配慮する。

¹ 本ガイドラインでは、技術能力とは、単に下水道施設の維持管理に必要な設備・機械等を有していることを意味しているのではなく、種々の設備・機械等を管理するノウハウまで含めた能力のことを意味するものとする。

² PFIガイドラインでは、契約の締結の時点では、事業期間中に発生する可能性のある事故、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。事業の実施に当たり、契約の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性を、「リスク」としているが、ここでいう「リスク」も同義で使用している。

委託者は、民間事業者により提供される下水処理サービスの水準を監視することで、サービスの質を確保することを基本とする。その際、委託者の技術的ノウハウが必ずしも十分でない場合も考えられることから、必要に応じて、専門的知識を有する者による委託者の支援を行うことが必要である。

なお、性能発注の考え方に基づく民間委託においては、広範囲の業務を複数年度にわたり委託することがより効率的である。このような考え方に従い、性能発注の考え方に基づく民間委託の対象業務は、既に建設が終了した下水道施設の運転・維持管理業務（軽微な補修を含む）とする。なお、いわゆる資本的支出に該当するような工事は含まれないものとする。

また、委託期間については、委託者にとっては委託事務量の軽減等のメリットが、受託者にとっては維持管理ノウハウ構築のインセンティブ、安定的な業務の遂行等のメリットがあることから、原則として複数年、例えば3～5年であるものとする。なお、複数年契約となるため、地方公共団体においては、予算で債務負担行為として定めておく必要がある。

以下では性能発注の考え方に基づく民間委託を「包括的民間委託」と称することとする。

3. 包括的民間委託の実施に当たり検討すべき事項

包括的民間委託は従来にない委託方式であることから、委託前段階、委託段階、委託後段階のそれぞれの段階に関連して、数々の課題がある。従って、地方公共団体においては、包括的民間委託に向けた具体的な発注手続きに入る前に、次に示す事項について事前に十分に検討し、発注図書（入札説明書、発注仕様書、契約条件書、参考資料等）に、それぞれの内容につき、具体的かつ明確に記載することが望ましい。

- (1) 前提条件として検討すべき事項
 - 1) 包括的民間委託の基本的考え方に関する事項
 - 2) 包括的民間委託の対象となる下水道施設の条件に関する事項
 - 3) 包括的民間委託の対象となる業務範囲に関する事項

- (2) 民間事業者選定のために検討すべき事項
 - 1) 選定対象となる民間事業者の要件に関する事項
 - 2) 民間事業者の技術能力を総合的に評価し得る発注方式に関する事項
 - 3) 民間事業者に包括的民間委託の対象となる施設機能を確認させる方法に関する事項
 - 4) 民間事業者の選定の際に民間事業者から提出を求めべき書類に関する事項
 - 5) 予定価格等の算出方法に関する事項

- (3) 運転・維持管理業務に直接関連する事項
 - 1) 受託者が満たすべき性能その他の要件に関する事項
 - 2) 流入水の想定水質及び想定水量の決定方法に関する事項
 - 3) 運転・維持管理業務実施期間中の性能未達時における対応に関する事項
 - 4) 運転・維持管理業務実施期間中の緊急事態への対応に関する事項
 - 5) 運転・維持管理業務の実行計画の策定及び確認、並びに運転・維持管理業務実施に係る記録の保存等に関する事項
 - 6) 運転・維持管理業務の遂行状況の監視・評価に関する事項
 - 7) 委託期間中に民間事業者から提出を求めべき書類に関する事項

- (4) 運転・維持管理業務に係る責任分担に関する事項
 - 1) 委託者と受託者の責任分担に関する事項
 - 2) 契約等の疑義等の解消等に関する事項
 - 3) 保険等の考え方に関する事項

(5) 委託料に関する事項

- 1) 委託料の決定方法及び支払方法に関する事項

(6) 契約の解除等に関する事項

- 1) 委託者による契約解除の条件に関する事項
- 2) 受託者による契約解除の条件に関する事項
- 3) 債務不履行時の対応に関する事項

(7) 契約の終了時に関する事項

- 1) 契約の終了時における施設機能の確認に関する事項
- 2) 契約の終了時に民間事業者から提出を求めるべき書類に関する事項

個別の事項に関する詳細について、以下に記載する。

(1) 前提条件として検討すべき事項

1) 包括的民間委託の基本的考え方に関する事項

下水道施設に係わる包括的民間委託とは、「下水道施設に流入すると想定される下水の水質（以下、「想定水質³」という。）及び想定される下水の水量（以下、「想定水量³」という。）をあらかじめ設定し、流入水が設定された範囲内である場合に、これをあらかじめ定められた水質その他の要件に適合させ、放流することを受託者が保証することを前提としたうえで、施設の運転・維持管理方法の詳細については、受託者の裁量に任せるといふ考え方」であることを示すこと。

留意事項 1

包括的民間委託とは、一般的には、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮できれば、施設の運転方法の詳細等については、民間事業者の裁量に任せるといふ考え方である。

留意事項 2

委託者と受託者の責任分担等について、具体的に整理する場合には、上記に示された基本的な考え方に立ちもどって、性能未達時((3) 3)参照 26 ページ)、緊急事態((3) 4)参照 27 ページ)等、それぞれの個々の事情に応じて検討する必要がある。

³ 想定水量及び想定水質は、「 m³/日～ m³/日」や、「BOD が 以下」等、幅を持ったものでよい。

2) 包括的民間委託の対象となる下水道施設の条件に関する事項

委託者においては、包括的民間委託の前提条件として、包括的民間委託の対象となる下水道施設を、具体的かつ明確に示すこと。

対象施設の設定に当たっては、終末処理場とポンプ場等、民間事業者の発揮すべき性能（パフォーマンス）を確認しやすい下水道施設を選定すること。

留意事項 1

(3) 2) (25 ページ) に記載するとおり、包括的民間委託に当たっては、想定水質及び想定水量を規定する必要がある。供用開始後 5 年程度を経過した施設であれば、想定水質や想定水量を設定しやすく、施設自身の特性も十分に把握できており、包括的民間委託に適しているといえる。また、(4) 1) (31 ページ) に記載するとおり、包括的民間委託の実施に当たっては、委託者と受託者間の役割分担や責任分担が重要な事項となるため、リスクの洗い出しを行うことが重要である。こうした点からも、供用開始後 5 年程度を経過した施設であれば、過去からの運転・維持管理データの蓄積が十分にあると考えられ、包括的民間委託に適しているといえる。

一方、下水道施設のトラブルは、供用開始後の初期段階に集中することが多く、その後は比較的安定した稼働状態が期待できることが多いことから、供用開始後 5 年程度を経過していない施設等においては、これらの点について十分に勘案して、委託のための条件設定を行うことが必要である。

留意事項 2

本ガイドラインにおいては、包括的民間委託の対象となる終末処理場内の施設として、水処理施設の他、濃縮、薬剤注入、脱水、消化等、多くの終末処理場において設置されており、かつ、水処理施設と一体的に民間委託されることの多い汚泥処理施設を想定している。

また、本ガイドラインにおいては、管路施設については包括的民間委託の対象としては想定していない。

さらに、焼却施設やコンポスト化施設等の汚泥処理施設については、設置されている終末処理場がある程度限られていることや、施設の運転・維持管理を行うことのできる民間事業者が限定される可能性があることから、本ガイドラインでは想定外とする。ただし、これらの汚泥処理施設及び管路施設についても包括的民間委託の対象とする場合には、本ガイドラインに示す基本的な考え方に準拠することが望ましい。

3) 包括的民間委託の対象となる業務範囲に関する事項

委託者においては、包括的民間委託の前提条件として、民間事業者に委ねる業務範囲を、具体的かつ明確に示すこと。

委託の可能性のある業務としては、次に示す業務を想定することができるが、委託に当たっては、可能な限り各業務を一括委託することが委託の効果を上げるためには望ましい。なお、以下に示した業務は一例であり、具体的な委託業務の詳細については、委託者がそれぞれの実情に応じ、判断して決定する必要がある。なお、原則として、対象業務の全部について、再委託を行うべきものでないことに留意すること。

下水道施設（終末処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等）の運転に関する業務

- ・ 運転計画⁴の策定、実施
- ・ 運転管理計画⁵の策定、実施
- ・ 運転データの記録及び報告
- ・ 緊急時の運転操作の実施

下水道施設（終末処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等）の保守・点検（簡易な補修、軽微な部品交換、施設の清掃等も含む）に関する業務

- ・ 保守・点検計画、要領の策定、実施
- ・ 保守・点検業務の管理計画の策定、実施
- ・ 保守・点検業務の記録及び報告
- ・ 資本的支出に該当しない下水道施設の補修・修繕計画の策定、実施

下水道施設（終末処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等）の運転・保守・点検を行うために必要な各種消耗品、薬剤、資材、電力、燃料等（以下、これらをまとめて「ユーティリティ」という。）の調達

下水道施設（終末処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等）の運転管理のために行う水質分析等

その他（汚泥処分、警備、館内清掃、見学者案内、植栽管理等）

留意事項 1

の業務を委託範囲に含める場合、委託者・受託者それぞれの行うべき業務の内容を明らかにするために、 に掲げられた項目のうち、特に、下水道施設の補修・修繕の具体的な業務内容を明確化すること。

また、安定した運転を継続するために必要な定期的な清掃（配管、タンク等）、簡易な補修、軽微な部品交換等についても、それぞれの業務の分担を明確にすること。

⁴ 運転計画とは、当該下水道施設の運転に関する基本的な計画を定めたものである。

⁵ 運転管理計画とは、運転計画に基づき、当該下水道施設の運転に関するより具体的で詳細な計画を定めたものである。

留意事項 2

の業務を委託範囲に含める場合、ユーティリティの質に関する要件を定めること。具体的には、受託者が薬剤使用量を削減し、そのことにより下水汚泥の含水率が増加し、全体で見て下水処理の品質が悪化するといった事態を発生させないため、下水汚泥の含水率を規定すること等が考えられる。

留意事項 3

の業務を委託範囲に含める場合、法令に基づき、又は受託者の業務の監視のために実施する各種分析等は、委託者が実施するものであること。

留意事項 4

下水道の運転・維持管理業務の中には、コンポスト、消化ガス、汚泥の再生品（建設資材等）等の販売や、汚泥の焼却処理等に伴う電熱の有効利用等、収益事業として実施可能なものがある。こうした業務も対象に加える等により包括的民間委託を実施することも、民間による効率的な維持管理を推進する観点からは、有効であると考えられる。

留意事項 5

包括的民間委託は、その主旨から、対象業務の全部を再委託するべきではないと考えられる。ただし、委託者が事前に承諾した場合については、この限りではない。

(2) 民間事業者選定のために検討すべき事項

1) 選定対象となる民間事業者の要件に関する事項

委託者においては、選定対象となる民間事業者の要件を具体的かつ明確に示すこと。

この場合の基本的な考え方は、当該包括的民間委託を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すべき者であることであり、欠格要件、財務要件及び技術能力に関する要件が、主要な要件として考えられる。

欠格要件は、成年被後見人でないこと等の基本的な要件である。

財務要件については、原則として、包括的民間委託のために、求める要件は必要最小限度にとどめるものとし、必要に応じ各地方公共団体の有する規則等を活用することとする。ただし、施設の故障や性能未達時、緊急事態等における責任分担に関連して追加的支出の負担能力を勘案する((4) 1) 参照(31 ページ)) 場合、個々の事例に応じた要件を設定する必要がある可能性があることに留意すること。

技術能力に関する要件については、受託者には、基本的には、委託者に制度上求められる技術能力と同等の能力が求められることとなる。このような観点からみれば、下水道法第 22 条第 2 項の規定に基づき同法施行令第 15 条の 3 で規定されている者を有することが望ましい。

留意事項

財務要件については、以下の理由から、原則として、包括的民間委託のために、特に厳しい要件を定める必要は無いものとする。

建設等の大規模な投資を伴う業務とは異なること

委託料の支払方法は現状の民間委託でも毎月の支払が一般的であり、受託者となる民間事業者に資金負担リスクが生じることは少ないこと

本ガイドラインで検討しているような包括的民間委託業務を受託可能な民間事業者は複数存在するものと想定され、仮に受託者の責に帰すべき事由により契約解除になったとしても、同等の能力を有する別の民間事業者が当該業務を継続して実施することが可能であると考えられること

2) 民間事業者の技術能力を総合的に評価し得る発注方式に関する事項

包括的民間委託は、効率的で質の高い下水処理サービスを提供するため、民間事業者の有する技術能力を積極的に活用することを目的とするものであることから、委託者においては、民間事業者の選定に当たり、委託料のみならず、民間事業者の有する技術能力も含め、総合的に評価できるような発注方式を検討すること。

こうした発注方式としては、委託料重視か、技術能力重視かにより、以下のような複数の方式が考えられる。

プロポーザルを反映させた一般競争入札方式

(正式な入札の前に提案(プロポーザル)を求めて最終仕様書に技術レベルを反映させた上で、委託料による評価を行う方式)

技術提案型競争入札

(提案(プロポーザル)に基づき技術審査を行い、これを通過した民間事業者の中で、委託料による評価を行う方式)

総合評価一般競争入札

(技術能力と委託料を統合した指標を用いて、評価を行う方式)

プロポーザル随意契約方式

(技術能力による評価を行った上で民間事業者を選定し、契約する方式)

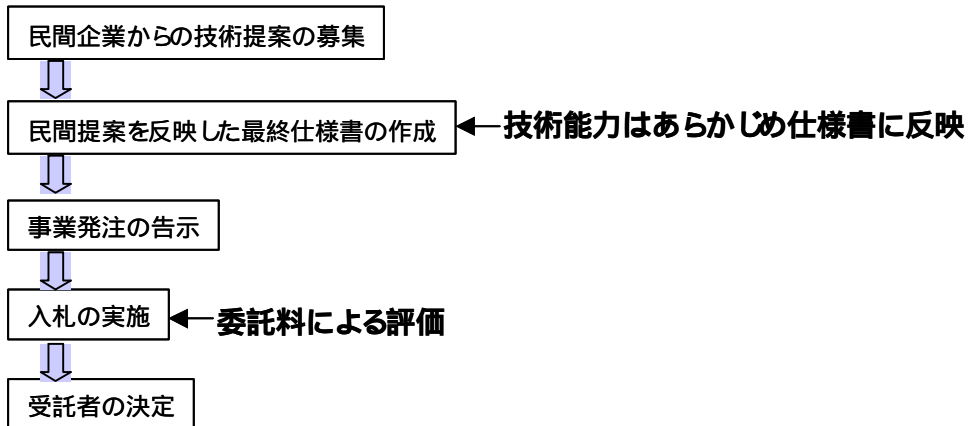
なお、 から に示した入札方式を採用する場合、入札時に設定した条件をその後に変更することは難しくなるため、事前に当該条件を十分検討しておくことが望ましい。

また、発注に当たっては、発注手続きの透明性、公正性に十分、配慮すること。具体的には、技術能力の評価を行う場合には、民間事業者の提案を評価する項目や、評価基準、配点等について、予め定めるとともに、事前に公開すること。

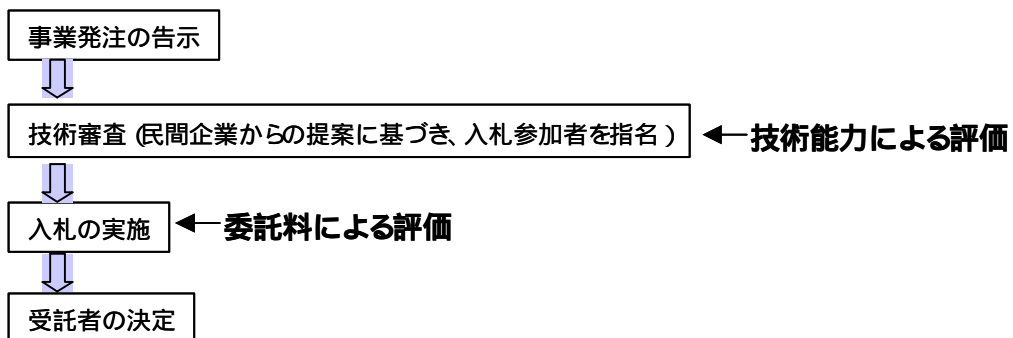
留意事項 1

から に示した各発注方式には、それぞれの特徴があることから、委託者においては、その特徴を踏まえた上で、適切な発注方式を採用すること。なお、正式な事業発注の告示を行う前の段階で入札時に設定すべき条件の実現性や現実性の確認を行うため、民間事業者の有する技術能力の事前調査等を行うことも考えられる。

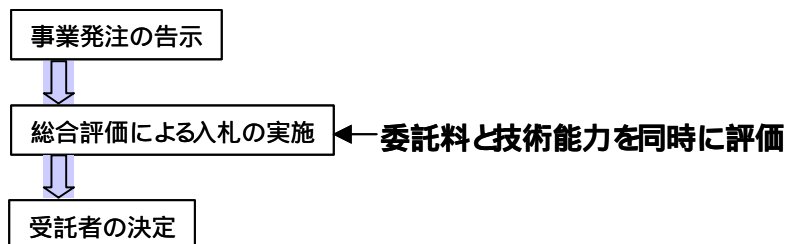
プロポーザルを反映した一般競争入札のポイント



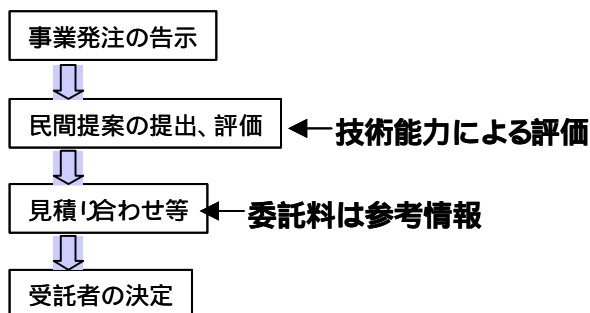
技術提案型競争入札のポイント



総合評価一般競争入札のポイント



プロポーザル随意契約方式のポイント



各発注方式の比較

-	概要	特徴	メリット	デメリット
プロポーザルを反映させた一般競争入札方式	民間事業者から参考提案を求め、参考提案に基づき仕様を確定した上で、一般競争入札を行う方法	委託料重視 ↑	競争環境を確保することで、 <u>委託料を重視した民間事業者の選定を行うことができる。</u>	委託料だけで受託者を決定するため、 <u>必ずしも十分に、民間事業者の技術能力を評価できない可能性がある。</u>
技術提案型競争入札	民間事業者から提案を求め、提案内容に基づき入札に参加できる民間事業者を指名し、指名業者間で入札を行う方法		提案内容の評価と経済性の評価を <u>バランスよく組み合わせることができる。</u>	最終的には委託料だけで受託者を決定するため、 <u>技術的な側面で最良の提案を行った民間事業者であっても、委託料によっては必ずしも受託者とならない可能性がある。</u>
総合評価一般競争入札	一般競争入札ではあるが、委託料だけでなく、民間事業者の提案の質も評価項目に加えて民間事業者の選定を行う方法		提案内容の評価と経済性の評価を <u>バランスよく組み合わせることができる。</u>	総合評価を行う際の評価項目の選定や重み付けについて、 <u>客観性を確保することが難しい可能性がある。</u> また、 <u>有識者等による審査委員会が必要となる</u> （留意事項3参照）
プロポーザル随意契約方式	民間事業者から提案を求め、提案内容に基づき民間事業者を選定し、随意契約を締結する方法	技術能力重視 ↓	<u>提案内容を重視して民間事業者の選定を行うことができる。</u>	委託料が高くても、提案内容が良いと判断されると受託者となるため、 <u>提案内容の評価基準について、客観性を確保し、募集の際にあらかじめ明示しておくことが必要である。</u>

留意事項 2

入札における委託料としては、想定水量に基づいた委託料を提示させることが考えられる。なお、委託料の決定方法については、(5) 1)(35 ページ) を参照のこと。

留意事項 3

の総合評価一般競争入札については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年 2 月 17 日公布施行）等により、改正追加された地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 等に基づき、以下の事項その他が規定されている。

- ・ 総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、落札者決定基準を定めなければならない。
- ・ 落札者決定基準は、入札の公告時に公表しなければならない。
- ・ 落札者決定基準の決定及び落札者の決定にあたっては、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

このため、総合評価一般競争入札においては、委員会等を組織して発注図書の作成や落札者の選定を行う必要がある。

3) 民間事業者に包括的民間委託の対象となる施設機能等を確認させる方法に関する事項

委託者においては、民間事業者における競争性を担保するために十分な当該下水道施設の図面、過去の運転・維持管理データ等の各種の情報を、民間事業者が提案（プロポーザル）を準備する前の段階で公開すること。なお、この運転・維持管理データには、既に包括的民間委託が行われている施設にあつては、受託者の作成する日報、月報、年報等の各種報告書を含むものとする。さらに、これらの情報を公開するのと同じの時点で、民間事業者が自ら当該下水道施設の機能確認を行い、保証可能な性能を把握できる機会を設けること（以下、「事前確認」という。）。なお、この場合、委託対象となる下水道施設の規模等に見合った期間を確認期間として設定すること。

なお、下水道施設は適切な運転・維持管理を行ったとしても経年劣化すると考えられることから、民間事業者による事前確認の際に、委託者（適切な能力を有する第三機関に委託する場合を含む）においても施設機能の確認を行い、その内容につき両者で合意しておくこと。

留意事項 1

民間事業者の競争環境の確保という観点から、過去の運転・維持管理データを含めた各種の情報の公開は重要である。しかし、既存の受託民間事業者が蓄積したノウハウを全て公開することとすると、ノウハウ蓄積のインセンティブを減じる可能性がある。このため、当該下水道施設に特有の運転・維持管理上の留意点等については原則公開とし、民間事業者における調達ノウハウ等、純粋に民間事業者のノウハウに係る事項については公開を求めないこととする。

留意事項 2

民間事業者によるより効率的な運転・維持管理の提案を促す観点からは、当該下水道施設の過去の運転・維持管理データだけでなく、今後の更新等に関する計画も公開することが望ましい。

留意事項 3

委託者又は第三機関による施設機能の確認・経年劣化の状態の確認に関しては、委託期間中及び契約終了時にも実施する（（3）6）及び（7）参照 29、39 ページ）。なお、第三機関は、施設の機能や劣化状態を定期的に確認した結果を記載した報告書を作成するものとし、民間事業者による事前確認の段階より逐次当該報告書の更新を行うものとする。

留意事項 4

また、包括的民間委託の対象となる下水道施設の運転に関して、地元との協定等が存在する場合には、これを事前に民間事業者に開示すること。

4) 民間事業者の選定の際に民間事業者から提出を求めるべき書類に関する事項

委託者においては、民間事業者を選定する段階において民間事業者に提出を求めるべき書類を、具体的かつ明確に示すこと。

留意事項

民間事業者選定段階においては、民間事業者が資格要件を満足していることを証明する書類、民間事業者により準備される提案（プロポーザル）等の書類に関する規定を設ける必要がある。

提出を求めるべき書類の一例は、次のとおりである。

- ・ 運転計画の考え方
- ・ 保守・点検計画の考え方
- ・ ユーティリティ調達の考え方
- ・ 各種分析に関する考え方
- ・ 委託者が発注のために準備する発注図書の記載内容に対する代替案

等

5) 予定価格等（入札にあつては予定価格を、随意契約にあつては事前に想定する金額をいう。以下同じ。）の算出方法に関する事項

委託者は、発注の前に、予定価格等について、あらかじめ検討すること。

なお、予定価格等の決定方法としては、以下の3つの方法が考えられるが、いずれにしても委託者の実情に沿った予定価格等の算出方法を検討すること。

自らの処理場の実績に基づいて決定する。

他処理場のデータを参考に決定する。

積算要領に基づき決定する（但し、この場合、実際の業務を実施する人員数は、積算要領と異なってもよいことに留意すること。）

留意事項 1

供用開始後の年数が長い委託者においては、過去の運転・維持管理の実績データに基づき予定価格等を決定する方法が考えられる。

留意事項 2

供用開始後の年数が短く、過去の運転・維持管理の実績データの蓄積が十分でない委託者においては、類似の他処理場における実績値を参考に決定する方法が考えられる。

留意事項 3

供用開始後の年数が短く、過去の運転・維持管理の実績データの蓄積が十分でない委託者においては、積算要領を参考にする方法も考えられる。ただし、積算要領を参考とする場合、実際の業務を実施する人員数はこれと異なってもよいものであることは、上述したとおりである。

(3) 運転・維持管理業務に直接関連する事項

1) 受託者が満たすべき性能その他の要件に関する事項

委託者においては、受託者が満たすべき性能その他の要件をあらかじめ検討し、具体的かつ明確に示すこと。性能その他の要件としては、放流水の水質、処理場から搬出される下水汚泥の含水率等のほか、各種法令上の規制の遵守が挙げられる。これらの要件は、民間事業者を選定する際技術能力を判断する評価基準を構成するとともに、受託者による運転・維持管理業務の遂行状況の監視・評価項目となる。

施設の持つ処理特性や行政上の判断から、放流水の水質その他各種法令上の規制に関する要件を法令上の基準値より厳しくすることも考えられる。また、放流水の水質、下水汚泥の含水率等について、受託者により発揮された性能があらかじめ定められたレベルを上回った場合に、受託者に経済的利益がもたらされるような枠組みについても、予め検討することが望ましい。こうした枠組みを採用する場合には、その内容を具体的かつ明確に示しておくこと。

留意事項1

法令上遵守すべき規制項目としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 下水道法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 悪臭防止法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）
 - ・ 電気事業法
 - ・ 消防法
 - ・ 労働安全衛生法
- 等

留意事項2

受託者により発揮された性能があらかじめ定められたレベルを上回った場合に、受託者

に経済的利益がもたらされるような枠組みについては、フランス等の諸外国において実際に行われている。例えば、放流水のBODがあらかじめ定められた基準を下回った場合に、通常の委託費とは別に特別のボーナスを受託者に支払う仕組みである。このような仕組みを取り入れることで、受託者においては、コストがかかっても放流水の水質をよりよくしようとするインセンティブが働くことが期待できる。

発注者においては、当該地域における下水処理に対するニーズ等を十分に踏まえた上で、こうした仕組みの採用を検討することが望ましい。

2) 流入水の想定水質及び想定水量の決定方法に関する事項

委託者においては、自らの処理場における過去の運転・維持管理実績や処理場の受け入れ能力等をもとに流入水の想定水質及び想定水量を決定すること。

なお、過去の運転・維持管理データの変動等により流入水の想定水質や想定水量の決定が困難な場合、類似施設を有する他処理場等を参考にした上で、決定すること。

留意事項 1

想定水量については、委託料の決定方法（(5) 1）参照 35 ページ）とも関連する事項であるため、あわせて検討することが望ましい。

留意事項 2

(1) 1) (10 ページ) に示したとおり、流入水の水量が、想定水量の範囲内に入っており、また、水質が想定水質の範囲内に入っている場合、受託者は、当該流入水をあらかじめ委託者によって定められた要件を満足する水質にまで浄化した後、放流することを保証する。

留意事項 3

流入水質に影響を与える特定事業場の監督、指導等は、公権力の行使にあたり、民間事業者に委託することができないというのが下水道法の解釈である。もっとも、委託者においては、受託者が運転・維持管理業務を行う上での参考とするため、流入水質に影響を与える特定事業場の位置や排出される排水の水質等について、あらかじめ受託者に情報提供しておくことが望ましい。

3) 運転・維持管理業務実施期間中の性能未達時における対応に関する事項

原則として、性能未達は受託者の責任とすること。

この場合、流入水の水質が想定水質の範囲内に入っており、かつ水量が想定水量の範囲内に入っているにも関わらず、処理水の水質があらかじめ委託者により定められた水質を満足できない事態を性能未達と定義する。

性能未達時の対応としては、ペナルティーとして違約金を請求する、委託料の支払額を減じる等の方法が考えられる。

また、性能未達が継続する場合、委託者は契約解除の権利を有することを原則とすること（契約解除の条件については、(6)1)を参照(36ページ)）。さらに、委託者は性能未達が発生した場合、随時、受託者の業務に対して指示等を与えることができるものとする。

留意事項 1

違約金を請求する場合には、違約金の支払いを担保するために、あらかじめ保証金等を設定し、性能未達時に保証金等を没収する等の方法も考えられる。

なお、一般に、性能未達が発生し、委託者に損害が発生した場合、その損害額を立証することは難しいことから、違約金や保証金は、あらかじめ両当事者間で定額を定めておくことが望ましい。

留意事項 2

性能未達時の対応として、上述したペナルティーに加えて、委託者による水質検査の回数を増やす等のモニタリング（事業監視）を強化し、これに伴う追加費用については、受託者の負担とすることも考えられる。

4) 運転・維持管理業務実施期間中の緊急事態への対応に関する事項

委託者においては、あらかじめ緊急事態発生時の対応方策を検討しておくこと。

この場合、想定水質や想定水量を逸脱する流入水があった場合や、大雨、地震、事故等の不可抗力により下水道施設に損傷が生じた場合を緊急事態と定義する。

具体的には、大雨時のバイパスラインや調整池の活用、特定事業場からの悪質流入水を検知した場合の流入遮断、災害等に関する受託者から警察・消防等への緊急連絡、委託者への緊急連絡、委託者との迅速な協議等について、委託者においてあらかじめ対応方法等を定め、受託者は、定められた方法に従った対応を行うことを基本とする。

受託者は、あらかじめ委託者により決定された方法に従った対応を行っている限り、緊急事態により下水処理施設に何らかの損害が発生した場合にもその責は問われないことを原則とする。

なお、あらかじめ定められた対応方法に従った場合に損害が発生することが予測されるという事態⁶も考えられる。こうした場合には、受託者は定められた対応方法に従うだけでなく、自らの判断に基づき、損害を最小化するための最善の努力を行うべきものであること。このように、緊急事態の対応方策については、例外的な事態が生じ得ることに十分留意すること。

留意事項 1

あらかじめ想定されない緊急事態が発生した場合その他特別の事情により委託者又は受託者が必要と認めた場合、委託者若しくは受託者は、施設の運転・維持管理を一時的に委託者の指示の下に置くこと、又は両者が協力して施設の運転・維持管理にあたることを求めることができることとしておくことが望ましい。

留意事項 2

緊急事態により発生した損害は、受託者があらかじめ定められた方法に従わなかったために生じた損害を除き、原則として委託者の負担とすべきである。例えば以下のような場合の損害については、委託者の負担とするべきであると考えられる。

特定事業場からの悪質排水等、想定水質を逸脱した流入水が原因で、活性汚泥の死滅等が発生し、下水を処理することが不可能となった場合で、受託者の対応に故意過失がない場合の活性汚泥回復のための費用等

地震が原因で、下水道施設が損傷し、下水を処理することが不可能となった場合で、受託者の対応に故意過失がない場合の下水道施設修復のための費用等

⁶ このような事態としては、例えば、大雨時に流入遮断を行うことが定められている場合でも、流入遮断を行うことで市内が浸水することが明らかであること等が考えられる。

5) 運転・維持管理業務の実行計画の策定及び確認、並びに運転・維持管理業務実施に係る記録の保存等に関する事項

受託者は、対象となる下水道施設の運転・維持管理に関する業務計画を実行計画として作成し、これを委託者に提出し、委託者は参考のためこれを確認するものとする。これは委託者がその法的責任を遂行するため具体的な施設の運転・維持管理方法を把握しておく必要があることによるものであること。したがって、委託者はその法的責任を遂行するため、受託者から提出された実行計画の内容について、その修正等を指示することが可能であること。ただし、包括的民間委託の性格から、当該計画は委託者が承認する必要のある性格のものではないことに留意すること。

受託者は実行計画に沿って委託業務を遂行することを原則とする。

また、委託者においては、運転・維持管理業務の実施に関連して、記録を残すべき事項、記録の保存期間等をあらかじめ定めておくこと。

留意事項 1

実行計画には、民間事業者の選定において民間事業者から提示された運転計画、運転管理計画、保守・点検計画、保守・点検業務の管理計画を含むものとする。

留意事項 2

包括的民間委託はそもそも、民間企業の発揮すべき性能（パフォーマンス）を規定し、具体的な業務の実施方法を民間企業の自由裁量に任せる性能発注を前提としていることから、受託者の行う詳細な業務計画である実行計画を委託者に提出させる必要はない。しかしながら、ここで受託者が作成した実行計画を委託者に提出させることとした趣旨は、下水道管理者である地方公共団体が、その法的責任を遂行するため、具体的な施設の運転・維持管理方法を把握しておく必要があると考えられるためである。

したがって、ここでの実行計画の委託者への提出は、委託者による承認を伴わないものであり、実行計画の内容の妥当性に関しては受託者が責任を負う。すなわち、受託者が実行計画通りに業務を行っていながら性能が発揮できない等の問題が発生した場合、受託者の免責とはならない点に注意が必要である。

ただし、委託者がその法的責任を遂行するため、受託者から提出された実行計画の内容について修正等を指示し、その指示された内容が原因となって問題が発生した場合は、受託者は免責されるべきと考えられる。

6) 運転・維持管理業務の遂行状況の監視・評価に関する事項

委託者は、下水道管理者として下水処理サービスの質を確保するため、受託者が行う運転・維持管理業務の遂行状況を監視、評価すること。

具体的には、受託者が作成する日報、月報、年報の定期的な報告書を委託者が確認、評価を行うこと。さらに、委託者による施設の巡回監視及び定期的な（例えば、毎月1回程度）業務監査を実施することを基本とし、受託者の業務遂行状況を監視するために、随時、立ち入りを行う権限を有するものとする。

これに加えて、委託者（適切な能力を有する第三機関に委託する場合を含む）は定期的に（例えば年1回程度）委託対象となっている下水道施設の経年劣化レベル等を確認するために、当該下水道施設の機能確認を行うことを原則とする。

なお、受託者は、事故が発生した場合、下水道施設又はその機能に異常が発生した場合、悪質流入水が流入した場合等においては、その状況を直ちに委託者に報告するものとする。

留意事項 1

委託者においては、日報、月報、年報等の報告書において報告させるべき項目、各項目の評価方法等をあらかじめ検討し、具体的かつ明確に示すこと。

留意事項 2

委託者が行う定期的な業務監査の頻度を、受託者への委託料の支払いを行う頻度と一致させ、業務監査によって確認を行った後、委託料の支払いを行う仕組みとすることも可能である。

留意事項 3

委託者においては、運転・維持管理の実施状況等について、年度ごとに報告（年報）を受け、その情報については、住民に公開することが望ましい。

また、受託者から提出される日報、月報、年報等の定期的な報告書、委託者が行う巡回監視の結果、業務監査結果をまとめた業務監査報告書等についても、必要に応じ、委託者の判断によって公開されることを可能とすることが望ましい。

なお、下水道施設のより広範な民間委託が多く行われているフランスにおいては、民間事業者は、市町村に報告を行うことが義務付けられている。この報告は住民に公開され、住民は契約の破棄を行政裁判所に請求することが可能とされている。

7) 委託期間中に民間事業者から提出を求めべき書類に関する事項

委託者においては、選定された民間事業者が受託業務を遂行する段階において民間事業者に提出を求めべき書類を明示すること。

留意事項 1

民間事業者が受託業務を遂行する段階においては、運転・維持管理業務の遂行状況記録、緊急事態の発生とその対応に関する記録等の書類に関する規定を設ける必要がある。

提出を求めべき書類の一例は、次のとおりである。

- ・ 着手届
- ・ 統括責任者専任届
- ・ 運転計画書、運転管理計画書
- ・ 保守・点検計画書、保守・点検業務の管理計画書
- ・ 日報、月報、年報

等

留意事項 2

民間事業者の経営状況に関する書類は、運転・維持管理事業における資金リスクが一般的に低いことや、有資格業者の資格審査が隔年で行われるため、これを求める必要性は高くないと考えられる。

ただし、委託者のニーズに応じて、経営状況を把握するための参考として、決算書等の提出を求めるとも考えられる。また、事業収支決算書等を提出させる場合には、委託者が様式を定めることが望ましい。

(4) 運転・維持管理業務に係る責任分担に関する事項

1) 委託者と受託者の責任分担に関する事項

委託者においては、委託者と受託者の責任分担を、具体的かつ明確に示すこと。

前出の性能未達((3)3)参照 26ページ)や緊急事態((3)4)参照 27ページ)の発生時を含め、施設の損傷や事故の発生時等における責任分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」⁷との考え方を参考とし、追加的支出の負担能力も勘案した上で検討することが望ましい。

留意事項1

ここで示す「責任」は、あくまで包括的民間委託契約に基づく「責任」であり、下水道法上の責任ではないことに留意する必要がある。

留意事項2

責任分担の具体的な方法としては、以下のような方法が考えられる。

委託者あるいは受託者のいずれかが全てを負担

委託者及び受託者双方が一定の分担割合で負担(時系列的、段階的に分担割合を変えていくことがあり得る)

一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた部分について 又は の方法で負担
一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた部分について の方法で負担

これらの方法のいずれを採用するかについては、委託者及び受託者のいずれの責に帰すべき事由によるか、また、追加的支出の当該者の負担能力を勘案し、各事由ごとに検討する。

留意事項3

包括的民間委託の対象となる下水道施設への見学者対応等についても、委託者の判断に基づき、委託者、受託者のいずれの責任の下に対応するか等についてあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、この場合の事故等についての責任分担を明確化しておくことが必要である。

留意事項4

流入水の水質や水量が想定水質や想定水量から逸脱していた場合の委託者・受託者間の

⁷ このリスク分担に関する基本原則は、PFIの基本原則の一つであり、PFI事業の基本方針やガイドライン等にも示されている。

責任分担についても十分に検討しておくことが望ましい。

受託者は想定水質及び想定水量の範囲内に入っている流入水が流入した場合の下水処理性能を保証することから、流入水質及び流入水量が想定された範囲を逸脱していた場合の責任は委託者が負担することが原則である。ただし、(5) 1)(35 ページ) に記載の委託料との関連で見ると、委託料を流入水量によって変動する費用（以下、変動費という。）と流入水量によって変動しない費用（以下、固定費という。）の合計とした場合、流入水量が想定された範囲を下回っていた場合、固定費はそのままであるが、変動費は減額されることになる。この場合、受託者も流入水量に関するリスクの一部を負担していることとなる点には留意すること。

2) 契約等の疑義等の解消等に関する事項

契約若しくは契約において定めた事項の解釈について、疑義が生じた場合や、契約において定めのない事項に関して委託者及び受託者が合意できない事項が生じた場合に、これらを解消するための手続きその他の措置についても、あらかじめ定めておくことが望ましい。

留意事項

ここでいう「疑義」には、専門的、技術的事項に関する場合と、契約の解釈に関する場合とがある。前者の例として、例えば、性能未達の原因が流入水の水質によるものであるか、あるいは受託者の運転・維持管理上の過失によるものであるかについての紛争をあげることができる。他方、後者の例として、受託者の運転・維持管理上の過失により基準に満たない処理水が公共水域に放流され、魚類が死滅した場合、第三者に対する損害賠償の責任を委託者が負担すべきか、あるいは受託者が負担すべきかということがある。

上記のような理由で疑義等が生じた場合、両当事者間による協議の場を設けることは有効な解決手段である。しかし、かかる協議が濫用されることにより円滑な運転・維持管理が妨げられることの無いよう、協議を申し立てる手続きを明記するとともに、一定の協議期間を設け、かかる期間内に両当事者が疑義等を解消できなかった場合、司法機関の判断を仰ぐ等の具体的手続きを、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。なお、専門的技術的判断が求められる事項については、技術に関する専門的な知見を有する第三機関の意見を求めることが考えられる。

3) 保険等の考え方に関する事項

委託者においては、委託期間中の事故等を想定し、委託者及び受託者が加入する保険等を、具体的かつ明確に整理しておくこと。

留意事項

参考として、委託者が加入する保険としては、以下のものが考えられる。

損害保険

事故、火災等により施設に損害が生じた場合における保険。

下水道賠償責任保険

下水道の設置又は管理の瑕疵により生じた偶然な事故のために他人の生命若しくは身体又は財物に損害を与えたことにより、地方公共団体が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失に対する保険で、社団法人日本下水道協会（以下、本項において「協会」という。）が提供しているもの。協会会員の地方公共団体が対象。

一方、運転・維持管理業務の受託者が加入する保険としては、以下のものが考えられる。

受託者賠償責任保険

受託者による維持管理上の過失等により施設に損害が生じた場合における保険。

機械保険

設備の運転に際して、誤操作や機械自体の欠陥等のために損害が生じた場合に、事故直前の状態まで復旧するための修理費用に係る保険。

こうした各種の保険を参考に、受託者の負担するリスクに応じた保険への加入を求めることが考えられる。

(5) 委託料に関する事項

1) 委託料の決定方法及び支払方法に関する事項

委託者においては、包括的民間委託を行った場合の委託料の決定方法及び支払い方法を具体的かつ明確に示すこと。

委託料としては、委託料を一定金額とする方法（ランブサム）と、委託料を流入水量によって変動する費用（薬剤等）と、流入水量によって変動しない費用（保守・点検の人件費等）に分け、両者の合計金額を委託料として支払う方法の2つの方法が考えられる。

委託者においては、これら以外の方法も含め委託者の実情に最も適切な委託料の決定方法をあらかじめ定めておくこと。

なお、委託料の支払方法は1回/月が望ましい。

また、複数年契約になることから、スライド条項やインフレ条項等を勘案して、予め設定したルールのもとで毎年度、委託料の調整を行うことが望ましい。

また、緊急事態が発生した場合に追加的に要する費用については、緊急事態対策費用として精算が可能であることとする。

留意事項 1

供用開始後の年数が長く、流入水量が安定している地方公共団体では、委託料を一定金額に固定して支払うランブサム方法が考えられる。

ランブサム方法は、単純で分かりやすいというメリットがあるが、受託者にとっては、水量が増大した場合のコスト増分を負担するリスクがある。委託者にとっても、水量が大幅に減少した場合は委託料が過大になる可能性がある。

留意事項 2

供用開始後の年数が短く、流入水量の変動が想定される地方公共団体では、委託料を以下のような算式とし、流入水量によって変動する費用と、流入水量によって変動しない費用とに分け、処理水量の実績に基づいて支払う方法が考えられる。

$$(\text{委託料}) = a \times (\text{水量}) + b$$

この方法では、水量の想定外の増減に対応でき、委託者・受託者双方にとり、水量変動のリスクを軽減できるというメリットがある。

(6) 契約の解除等に関する事項

1) 委託者による契約解除の条件に関する事項

委託者においては、契約解除の条件を検討し、具体的かつ明確に示すこと。
委託者が契約解除を行うことができる条件としては、一般的には次の条件が考えられる。

受託者の責に帰すべき事由により、自らの業務を遂行する見込みがないと明らかに認められるとき

契約締結後、正当な理由無しに一定期日以内（委託者において適切な期間を検討することが望ましい）に業務に着手しないとき

受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

留意事項

(3) 3)(26 ページ) の「性能未達が継続する場合」については、又は に該当すると考えられる。

2) 受託者による契約解除の条件に関する事項

委託者だけでなく、受託者による契約解除の条件も検討し、具体的かつ明確に示すこと。
受託者が契約解除を行うことができる条件としては、委託者の責に帰すべき事由により、契約の履行が不可能となったとき等が考えられる。

留意事項

「委託者の責に帰すべき事由により、契約の履行が不可能となったとき」の例としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 委託者の責に帰すべき事由により、受託者が委託の対象となる下水道施設に入れな
いとき
 - ・ 委託者が契約に定められた通りの委託料を支払わないとき
- 等

3) 債務不履行時の対応に関する事項

下水道の運転・維持管理業務は一時たりとも中断できない業務であり、委託者においては、債務不履行が生じた場合の対応方策について検討を行い、対応方策を具体的かつ明確に示すこと。特に、受託者の責に帰すべき事由により債務不履行となった場合の対応方策について検討を行っておくこと。

具体的には、当初の受託者である民間事業者の債務不履行時に当該下水道施設の運転・維持管理業務を委託する他の新しい民間事業者の確保と、新しい民間事業者が確保できるまでの運転・維持管理業務の継続的实施のための人員確保が必要であることを踏まえ、これらを担保するに足りる対応方策を検討すること。

留意事項 1

受託者である民間事業者の倒産等、当該地方公共団体が実施する包括的民間委託以外のことが原因となって債務不履行が生じることを避けるための一つの方策として、当該運転・維持管理業務のみを行う特定目的会社（SPC）を設立する方法が考えられる。特定目的会社の設立は、建設等の大規模な投資を伴う PFI において多くみられる。特定目的会社を設立することのメリットは、SPC の親会社となる維持管理企業が万が一倒産した場合でも、SPC は親会社に対して債務を負わないため、SPC が当該運転・維持管理業務を継続することが可能であるからである。

しかし、SPC の設立には費用がかかるため、その負担が合理的かどうかについて検討する必要がある。

留意事項 2

債務不履行により、委託者においては、下水道の運転・維持管理業務を継続して実施するための各種費用が発生する。これらの費用とするため、違約金の請求や保証金の没収等を行うことが考えられる。

(7) 契約の終了時に関する事項

1) 契約の終了時における施設機能の確認に関する事項

委託者(適切な能力を有する第三機関に委託する場合を含む)においては、委託の結果として施設の機能が著しく劣化していないかどうかを確認するため、契約終了時に、委託の対象である下水道施設の機能の確認を行うこと。

留意事項

これは、契約終了時の施設機能の確認についてであるが、以下の段階においても、施設機能の確認を行うものであること。

- ・ 契約締結前((2) 3) 参照(19 ページ))
- ・ 契約期間中(年 1 回程度、(3) 6) 参照(29 ページ))

2) 契約の終了時に民間事業者から提出を求めべき書類に関する事項

委託者においては、契約が終了した段階において民間事業者に提出を求めべき書類を明示すること。

留意事項

民間事業者が受託業務を終了した段階においては、運転・維持管理業務終了時の下水道施設の状況説明書等の書類に関する規定を設ける必要がある。

提出を求めべき書類の一例は、次のとおりである。

- ・ 業務完了届

等

4 . 今後の検討課題

以上、包括的民間委託を実施する際の主な留意事項とその基本的な考え方を整理した。包括的民間委託は、わが国の下水道事業において、過去に例のない委託方式であり、まだ検討すべき課題も多い。例えば、契約書の作成にあたっては、法的な知見が必要であり、一方、民間事業者選定の具体的プロセス、契約後の運転・維持管理業務の監視・評価にあたっては、高い技術評価能力が求められることとなる。

したがって、今後は下水道の運転・維持管理について包括的民間委託を希望する地方公共団体を支援しつつ、具体的な事例の蓄積等を参考に本ガイドラインを更に充実させていくことが望まれる。

今後、円滑にその導入を進めていくために検討すべき事項としては、以下のものが考えられる。

- 委託者のための専門的技術者による支援体制の整備
- 積算要領の改訂等による諸制度の充実
- 包括的民間委託を普及させるための方策
- 維持管理の品質を確保するための住民に対する情報公開のあり方